

食品安全委員会第 337 回会合議事録

1 . 日時 平成 22 年 6 月 24 日 (木) 14:00 ~ 14:47

2 . 場所 委員会大会議室

3 . 議事

(1) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク

管理機関からの説明について

・ 農薬 8 品目 (~ は飼料中の残留農薬基準関連)

エトフメセート テブフロキン ピラクロニル

フルフェノクスロン

(厚生労働省からの説明)

2 , 4 - D グリホサート トリシクラゾール

ベンタゾン

(農林水産省からの説明)

(2) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見について

・ 農薬「イソキサフルトール」に係る食品健康影響評価について

・ 農薬「イマザピックアンモニウム塩」に係る食品健康影響評価について

・ 動物用医薬品「クロルスロン」に係る食品健康影響評価について

・ 動物用医薬品「クラブラン酸」に係る食品健康影響評価について

・ 動物用医薬品「セファレキシム」に係る食品健康影響評価について

(3) 企画専門調査会における審議結果について

・ 平成 21 年度食品安全委員会運営計画のフォローアップについて

(報告)

・ 平成 21 年度食品安全委員会運営状況報告書について

(4) その他

4 . 出席者

(委員)

小泉委員長、見上委員、長尾委員、野村委員、畑江委員、廣瀬委員、村田委員

(説明者)

厚生労働省 依木基準審査課長

農林水産省 小原課長補佐

(事務局)

栗本事務局長、大谷事務局次長、西村総務課長、北條評価課長、小野勧告広報課長、
本郷情報・緊急時対応課長、新本リスクコミュニケーション官、前田評価調整官

5 . 配布資料

資料 1 - 1 食品健康影響評価について

資料 1 - 2 「エトフメセート」、「テブフロキン」、「ピラクロニル」及び「フルフェノクスロン」の食品安全基本法第 24 条に基づく食品健康影響評価について

資料 1 - 3 「2, 4-D」、「グリホサート」、「トリシクラゾール」及び「ベンタゾン」の食品安全基本法第 24 条に基づく食品健康影響評価について

資料 2 - 1 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について イソキサフルトール

資料 2 - 2 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について イマザピックアンモニウム塩)

資料 2 - 3 動物用医薬品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について クロルスロン

資料 2 - 4 動物用医薬品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について クラブラン酸

資料 2 - 5 動物用医薬品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について セファレキシン

資料 3 - 1 平成 21 年度食品安全委員会運営計画のフォローアップについて

資料 3 - 2 平成 21 年度食品安全委員会運営計画状況報告書(案)について

6 . 議事内容

小泉委員長 ただ今から「食品安全委員会（第 337 回会合）」を開催いたします。

本日は 7 名の委員が出席です。

また、厚生労働省から依木基準審査課長、農林水産省から畜水産安全管理課の小原課長補佐にそれぞれ御出席いただいております。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第 337 回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず資料の確認を事務局からお願いいたします。

西村総務課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。

議事次第の紙の外に、資料 1 - 1「食品健康影響評価について」。

資料 1 - 2「エトフメセート」他について。

資料 1 - 3「2 , 4 - D」、「グリホサート」他について。

資料 2 - 1「農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について イソキサフルトール」。

資料 2 - 2「農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について イマザピクアンモニウム塩」。

資料 2 - 3「動物用医薬品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について クロルスロン」。

資料 2 - 4「動物用医薬品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について クラブラン酸」。

資料 2 - 5「動物用医薬品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について セファレキシン」。

資料 3 - 1「平成 21 年度食品安全委員会運営計画のフォローアップについて」。

資料 3 - 2「平成 21 年度食品安全委員会運営状況報告書（案）について」。

その外に、メールマガジン登録会員募集というカラーの紙が最後に 1 枚入っております。

以上、不足はございませんでしょうか。

小泉委員長 よろしいでしょうか。それでは、議事に入ります。

(1) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

小泉委員長 最初に「食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」です。資料 1 - 1 にありますとおり、厚生労働大臣から 6 月 18 日付けで農薬 4 品目について、農林水産大臣から 6 月 21 日付けで農薬 4 品目について、それぞれ食品健康影響評価の要請がありました。

それでは、まず厚生労働省の依木基準審査課長から農薬 4 品目について、説明をお願いいたします。

依木基準審査課長 ありがとうございます。資料 1 - 2 で御説明させていただきます。

本日御評価をお願いいたしますのは、エトフメセート、テブフロキン、ピラクロニル、フルフェノクスロンでございます。

1 ページにございますように、中段に書いてございますように、この資料の一番最後のところですが、別添 2 と一番最後のページですが、本日お願いします 4 剤のうち、ピラクロニル、フルフェノクスロンについては、追加の資料を併せてデータリストとして、ここに御報告しております。

1 枚めくっていただきまして、別添 1 のエトフメセートから、品目の概要について御説明させていただきます。エトフメセートにつきましては、既にポジティブリスト制度導入時に暫定基準を設定しております農薬でございます。ポジティブリスト導入時の暫定基準の見直しにかかります評価につきましては、ここに記載のとおり平成 19 年に御評価をお願いしているところでございます。

今回は農林水産省より、国内での農薬としての新規登録の申請があったということで、基準値設定の要請があったものでございます。本剤は非ホルモン型浸透移行性の除草剤でございます。今回、てんさいへの適用ということで、国内での新規の農薬登録申請があったということでございます。

JMPR では評価が行われておりませんので、国際基準は設定されておられません。

諸外国といたしましては、ここに記載のとおり、米国、EU、オーストラリアにつきましては、基準値の設定がございます。

先ほど御説明いたしましたように、現在御評価をお願いしておりますポジティブリスト制度導入時の暫定基準の評価に併せまして、今回の新規登録についても御評価をいただければと思います。

2 剤目のテブフロキンでございます。本剤については全く新しく新規に登録申請があった剤ということで、農林水産省より基準値設定の要請があったものでございます。本剤はピラゾリルピラゾール環を有します除草剤でございます、水稲への適用ということで、農薬としての新規登録があったものでございます。

JMPR での評価はなく、国際基準もありませんし、諸外国主要 5 か国地域での基準値の設定もないということでございます。食品安全委員会での御評価は初めてのものです。

3 剤目のピラクロニルでございます。本剤につきましては、農薬としての適用拡大の申請があったということで、基準値の設定の要請を受けたものでございます。ピラゾリルピラゾール環を有します除草剤でございます、既に水稲に対する適用ということで、農薬としての登録がなされているものでございますが、今回、ひえへの適用拡大が申請されたということで、要請があったものでございます。

JMPR での毒性評価は行われておりませんので国際基準の設定はございませんし、諸外国でも基準の設定はないと承知しております。

本剤については、18 年に御評価をお願いし、19 年 8 月に既に ADI といたしまして、ここに記載のとおり、0.0044 mg/kg 体重/日ということで御評価を一度いただいているものでございまして、2 度目の御評価のお願いになります。

4 剤目でございますが、フルフェノクスロン。本剤につきましては、農薬取締法に基づきます適用拡大の申請があったということで、基準値の新たな設定、及びそれに伴いまして、魚介類への基準値の設定について、農水省から要請を受けたものでございます。

本剤はベンゾフェニル尿素系殺虫剤でございます、既にりんご、なし、大豆等に対して、適用を認められているものでございますが、今回ここに記載のとおり、あずき、かんしょ等に対して適用の拡大が申請されたものでございます。

JMPR での毒性評価は行われておりませんので、国際基準の設定はございませんが、米国で、りんご、なし等への基準が設定されております。

本剤につきましても、もう既に一度御評価をいただいております、平成 19 年 4 月に ADI といたしまして、0.037 mg/kg 体重/日と御評価をいただいているものでございます。

一番最後のページは初めに御覧いただきましたとおり、最後の 2 剤、ピラクロニル、フ

ルフェノクスロンにつきまして、追加データが提出されております。ピラクロニルにつきましては、染色体異常試験が2件、代謝物についての急性毒性試験、遺伝毒性試験が提出されております。その外、作物残留試験についても追加で提出がございます。

フルフェノクスロンにつきましては、ラット2世代の繁殖毒性試験の補足試験の提出がある外、イヌでの体内運命試験、ぶどう、植物での体内運命試験のデータが提出されておりました、併せて追加作物についての作物残留試験データが提出されているという状況でございます。よろしくお願いいたします。

小泉委員長 ありがとうございます。それでは、続きまして、農林水産省の小原課長補佐から農薬4品目につきまして、説明をお願いいたします。

小原課長補佐 農林水産省の小原でございます。資料は1 - 3でございます。今回、農林水産省からは、資料1 - 3に書いてございますように、農薬であります2, 4 - D、グリホサート、トリシクラゾール、ベンタゾンの4農薬につきまして、食品健康影響評価の御依頼をするものでございます。

これら4農薬につきましては、食品衛生法に基づきますポジティブリスト制度の導入に伴いまして、飼料が原因となって畜産物の残留基準を超えることがないように、飼料中の暫定的な残留基準を定めているところでございます。

このような暫定的な基準につきましては、基準の設定後に相当期間内に食品安全委員会の意見を聞くというようなこととされておりますが、今回、当該4農薬に関しまして、それぞれ資料のところに書いてございますように、家畜の代謝試験、家畜の移行試験、それぞれのデータが整ってございます。そういったことで、この4農薬について、飼料中の残留基準の設定につきまして、評価をお願いしようというふうにしたものでございます。

それぞれ物質の概要が書いてございますけれども、2, 4 - Dにつきましては除草剤。(2)のグリホサートにつきましても除草剤でございます。

おめぐりいただきまして、トリシクラゾールにつきましては殺菌剤。(4)のベンタゾンにつきましては除草剤でございます。

なお、今回評価を御依頼いたします4農薬につきましては、既に厚生労働省の方からの暫定基準の見直しに関しての評価依頼がされております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

小泉委員長 ありがとうございます。ただ今の説明の内容につきまして、御意見、御質

問がございましたら、お願いします。どうぞ。

野村委員 教えていただきたいのですが、一番最初の剤であるエトフメセートの諸外国の状況ですが、畜産物等というのは米国と豪州で基準があるというのですが、畜産物にはどのように使われているのですか。

依木基準審査課長 多分、畜産物に使われているといえますよりも、農薬を使用した作物が飼料として使われて、畜産物に残留するということだろうと思います。

野村委員 わかりました。

小泉委員長 よろしいですか。外にございませんか。どうぞ。

村田委員 テブフロキンは初めての申請ということですが、これは諸外国のデータもないみたいですが、これは国内で初めてのものと理解して、外国ではまだ申請されていないというのですか。

依木基準審査課長 そういうことで御理解いただいていいと思います。

村田委員 国内で開発された剤ということですか。

依木基準審査課長 国内の会社が国内で開発したものであるということです。

小泉委員長 よろしいでしょうか。外に御意見はございませんか。

それでは、ただ今、説明いただいたもののうち、ピラクロニル及びフルフェノクスロンにつきましては、食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有しておりますので、昨年10月8日付けの委員会決定の適用を受けるものと思います。また、今回の諮問に当たりまして、試験成績が追加提出されておりますので、この委員会決定の1の(2)の規定によりまして、担当委員の廣瀬さんから本品目に関し、先ほどの厚生労働省からの説明及び今回追加で提出されました資料に基づきまして、既存の評価結果に影響が及ぶかどうかについて、説明をお願いいたします。

廣瀬委員 ただ今、厚生労働省の方から説明がありましたように、ピラクロニルにつきましては、原体あるいは純品を用いました in vitro の染色体異常試験、代謝物の急性毒性及び復帰突然変異試験の成績が新たに提出されているということから、これらの結果は既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があると考えられます。

次にフルフェノクスロンですが、やはり作物残留試験に加えて、ラットの2世代繁殖試験、これが補足試験ですね。イヌを用いた動物体内運命試験及びぶどうを用いた植物体内運命試験の成績が新たに提出されているということから、これらの結果は既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があると考えられます。

小泉委員長 ありがとうございます。ただ今、廣瀬さんの方からの説明によりますと、この資料は1989年とか、結構古い資料ですね。前回の評価結果のときには漏れていたという考えでよろしいでしょうか。

廣瀬委員 そうということです。

小泉委員長 わかりました。ただ今の御説明によりますと、本2件については、現時点で既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があると思われるということです。したがって、本委員会としては専門調査会に調査審議をさせるということによろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

小泉委員長 それでは、その他6品目を含めまして、今回説明のありました農薬8品目につきましては、農薬専門調査会において審議することといたします。俵木課長、小原課長補佐、どうもありがとうございました。

(2) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見について

小泉委員長 次の議事に移ります。「食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見について」です。まず農薬2品目に関する食品健康影響評価についてです。本件につきましては、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。事務局から説明をお願いいたします。

北條評価課長 それでは、資料 2 - 1 と 2 - 2 に基づいて、御説明いたします。いずれも農薬の評価書（案）についてのパブリック・コメントの結果でございます。

まず資料 2 - 1 のイソキサフルトールの評価書でございます。評価書の 4 ページの「審議の経緯」に記載がございますように、本農薬につきましてはポジティブリスト制度導入に伴いまして、暫定の残留基準値が設定をされております。今回の評価の要請は 2007 年 4 月に厚生労働大臣より残留基準の設定に係る食品健康影響評価について、要請があったものでございます。基本法 24 条 2 項に基づく評価の要請でございました。

評価書（案）につきましては、本年 2 月 25 日から 3 月 26 日まで、国民からの御意見、情報の募集が行われたものでございます。結果は最後のページに記載がございますように、期間中に御意見、情報はございませんでした。

資料 2 - 2 のイマザピックアンモニウム塩の評価書でございます。3 ページの「審議の経緯」に記載がございますように、本農薬につきましても、ここに記載がございますように、基本法 24 条 2 項に基づく評価の要請でございます。本年 2 月 18 日から 3 月 19 日まで、国民からの御意見、情報の募集が行われました。最後のページに記載がございますように、期間中に御意見、情報はございませんでした。

したがって、この 2 案件につきましては、専門調査会の審議結果をもちまして、関係機関に通知をしたいと考えております。

以上でございます。

小泉委員長 ありがとうございます。ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、よろしく願います。よろしいですか。

それでは、本 2 件につきましては、農薬専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち「イソキサフルトールの一日摂取許容量を 0.005 mg/kg 体重/日と設定する。もう一件のイマザピックアンモニウム塩の一日摂取許容量を 0.27 mg/kg 体重/日と設定する。」ということによろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

小泉委員長 続きまして、動物用医薬品 3 品目に関する食品健康影響評価についてです。本件につきましては、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手续が終了して

おります。事務局から説明をお願いいたします。

北條評価課長 それでは、資料 2 - 3 から 2 - 5 までに基づいて御説明いたします。

まず資料 2 - 3 のクロルスロンの評価書でございます。2 ページの「審議の経緯」に記載がございますように、クロルスロンにつきましても基本法 24 条 2 項に基づく評価の要請が行われております。評価書（案）につきましては、本年 1 月 14 日から 2 月 12 日まで、国民からの御意見、情報の募集を行いました。

結果でございますが、最後の 1 枚に記載がございますように、1 通の御意見をいただいております。この御意見でございますが、今回の評価では ADI が設定できないということとなっておりますけれども、それについて不足する資料を厚生労働省に期限を付けて要求し、その返答をもって評価すべきである。あるいは ADI が設定できないとの結論であれば、暴露評価はどう行うかなど、今回の評価の結果につきましては、この評価書の 11 ページの「2. 食品健康影響評価について」の下の方に記載がございます。「以上のことから、現時点で得られている知見からは、クロルスロンの遺伝毒性及び発がん性について結論を導くことは困難であるため、クロルスロンに ADI を設定することは適当ではない」。これが結論でございますが、このようなものの取扱いについて、パブリック・コメントにおきまして、お尋ねということでございます。

回答でございますが、最後のページの回答欄の上段にまとめて記載をし、お答えをさせていただきます。現時点で得られている知見からは、クロルスロンについては遺伝毒性を示さないと判断することはできず、また発がん性も明確に否定することはできないため、ADI を設定することは適当でない結論をされましたということでございます。

このような結果を受けまして、厚生労働省におきまして、基準値のありようについて検討が行われるわけでございますけれども、本評価結果を踏まえて、遺伝毒性及び発がん性が否定できないものとして、適切なリスク管理措置が講じられるべきと考えますという回答となっております。

厚生労働省におきましては、今回の評価結果を踏まえて、幾つかのやりようがあるかとは思いますが、リスク管理上、適切な措置が講じられるべきものであるという回答となっております。

今後のことでございますが、もし厚生労働省におきまして、遺伝毒性、発がん性を明確に否定できる知見が得られた場合でございますが、この場合は改めてデータをもって評価の依頼がなされるということとなるわけでございます。これが回答でございます。その

外、幾つかの項目についてお尋ねがございましたが、これにつきましては、この回答欄に記載がございます回答をさせていただきたいと考えております。

いずれにいたしましても、評価の結論を変えることではないということでございますので、この案件につきましては専門調査会の評価結果を基に通知をしたいと考えております。

続きまして、資料2 - 4のクラブラン酸の評価書でございます。3ページの「審議の経緯」に記載がございますように、このものにつきましても基本法24条2項に基づく評価の要請でございます。評価書(案)につきましては、5月13日から6月11日までパブリック・コメントが行われております。

資料2 - 5のセファレキシンでございます。評価書の3ページの「審議の経緯」に記載がございますように、このものも基本法24条2項に基づく評価の要請でございます。評価書(案)につきましては、先ほどのクラブラン酸と同一の時期に行われたものでございます。

このセファレキシン、先ほどのクラブラン酸のパブリック・コメントの結果でございますが、いずれも最後のページに記載がございますように、期間中に御意見、情報はございませんでした。

したがって、この2つのものにつきましても、専門調査会の結果をもちまして、関係機関に通知をしたいと考えております。

以上でございます。

小泉委員長 ありがとうございます。ただ今の記載事項につきまして、何か御意見、御質問はございましたら、お願いします。よろしいですか。

1つ私の方から。パブコメが終わってから申し上げるのも申し訳ないのですが、資料2 - 3の10ページの表2の結果とその上の説明が少しあいまいなような気がします。「7. 遺伝毒性試験」の第2パラグラフの3行目ですが「高用量では小核及び染色体異常を誘発すると考えられる」。この文言を見ると、染色体異常が誘発するのでADIが決められないというような誤解を与えたいと思います。しかし、表のin vivoのところを見ますと、同じ高用量で陽性であったり陰性であったりというような結果が出ているわけです。

したがって、正確に言うのであれば、高用量では小核及び染色体異常を誘発する可能性があると考えられると書いた方が、より正確ではないかと思えますし、要するに今回のデータからはADIを設定できないというのが根拠ですので、むしろ染色体異常を誘発するからできないのではないということを明確にした方がいいと思います。

その点を修正するとすれば、10ページの要約あるいはその他2か所ほども修正しなければいけないのではないかと思います。いかがでしょうか。御意見がありましたら。

では、その点を修正するという事によろしいですか。

(「はい」と声あり)

小泉委員長 では、事務局の方でよろしくお願いいたします。

北條評価課長 わかりました。それでは、修正をさせていただきます。

小泉委員長 お願いいたします。その他に御意見はございませんか。よろしいですか。

それでは、本3件につきましては、専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち「クロルスロンについては、現時点で得られている知見からは遺伝毒性及び発がん性について結論を導くことは困難であるため、ADIを設定することは適当でない。クラブラン酸の一日摂取許容量を0.01 mg/kg 体重/日と設定する。もう一つのセファレキシンの一日摂取許容量を0.06 mg/kg 体重/日と設定する。」ということによろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

(3) 企画専門調査会における審議結果について

小泉委員長 次の議事に移ります。「企画専門調査会における審議結果について」です。本件につきましては、企画専門調査会の担当委員である長尾さんから、報告をお願いいたします。

長尾委員 企画専門調査会では、6月9日に行われた、第34回会合におきまして、平成21年度食品安全委員会運営計画のフォローアップを行うとともに、平成21年度食品安全委員会運営状況報告書について審議を行いました。

審議においては、食品安全委員会の今後の運営等について活発な議論がなされ、その結果、フォローアップ及び運営状況報告書ともに一部修正の上、食品安全委員会に報告することとされました。

運営状況報告書の総括にありますとおり、平成21年度においても重点事項を中心におお

むね運営計画どおりに進めることができたのではないかと考えております。詳細につきましては、事務局から説明してください。

西村総務課長 それでは、お手元の資料3 - 1と3 - 2に基づきまして、御説明を申し上げます。

今、長尾委員より御説明がございましたように、この両資料につきましては、6月9日に開催されました企画専門調査会で審議が行なわれたものでございまして、当日の委員の御意見を踏まえ、座長の御指示を受け、修正され、委員会に報告をされているものでございます。

資料3 - 1は運営計画が左側に書いてございまして、右側にその実施状況を書いているスタイルでございます。本日は委員会として決定いただくものは、資料3 - 2の方でございますので、この3 - 2の運営状況報告書(案)に沿って御説明を申し上げたいと思っております。

1ページには「**総論**」でございます。～まで、つまり評価、研究、リスクコミュニケーション、広報、情報、国際協調といった、それぞれの事業の展開を図ったということが書いてございます。

2ページ「**1 委員会の運営全般**」でございます。

「**委員会会合の開催**」は、平成21年度において46回の委員会会合が行われております。

「**企画専門調査会の開催**」ですが、4回開催されております。

「**リスクコミュニケーション専門調査会の開催**」は、5回開催されております。

3ページ「**緊急時対応専門調査会の開催**」は3回開催されております。

「**食品健康影響評価に関する専門調査会の開催**」は、添加物専門調査会が14回、農薬専門調査会が44回、動物用医薬品専門調査会が18回、器具・容器包装専門調査会が6回、化学物質・汚染物質専門調査会が14回、微生物・ウイルス専門調査会が6回、プリオン専門調査会が8回、かび毒・自然毒等専門調査会が5回、遺伝子組換え等専門調査会が11回、新開発食品専門調査会が9回、肥料・飼料等専門調査会が5回、食品による窒息事故に関するワーキンググループが7回、それぞれ開催されたところでございます。

また、21年度においては調査審議の効率化という観点から、タイムクロック制の導入。動物用医薬品及び飼料添加物両方の用途がある物質については、肥料・飼料等専門調査会に一本化して調査審議を実施するというようなことが決定をされております。

4 ページの上の方でございます。食品安全委員会が既に評価の結果を有している評価対象について意見を求められた場合の取扱いということで、効率的な調査審議を行うこととされたところでございます。

その他、ワーキンググループなどの設置により、効率的な審議を行ってきたところでございます。

「専門調査会の連携の確保」ということで、横断的座長会、評価系の専門調査会につきましては、化学物質系と生物系・新食品等分野の座長会をそれぞれ開催したところでございます。その座長会で行われた内容については、企画専門調査会での議論も踏まえまして、若干詳細を書き込んであるところでございます。

4 ページの下の方「2 食品健康影響評価の実施」でございます。

「(1) リスク管理機関から食品健康影響評価を求められている案件の着実な実施」。リスク管理機関との間で連携を密にし、資料が的確に提出されるよう徹底するとともに、国民からの意見・情報の募集等を十分に行って、評価を行った旨が書いてあるところでございます。

5 ページ。21 年度中には 175 案件について評価の要請があり、前年度までに評価要請のあったものを含めて、145 案件について評価結果が通知されたところでございます。

添加物につきましては、11 案件の評価結果が通知されております。農薬については 48 案件。動物用医薬品については、17 案件を厚生労働省に、8 案件を農林水産省に対して評価結果を通知したところでございます。

以下、器具・容器包装、化学物質・汚染物質等の専門調査会の審議状況について記載しているところでございます。

7 ページ。真ん中辺りの「(2) 食品健康影響評価に関するガイドラインの策定」でございます。平成 21 年度は農薬、動物用医薬品、これは「飼料・飼料等」は誤植でして、肥料・飼料等及び器具・容器包装について、各専門調査会でガイドライン策定に向けて検討を開始したところでございまして、このうち添加物については、意見・情報の募集まで年度内に行われました。この報告書は 21 年度に行われたものの報告でございますのでここまですが、年度明けに添加物のガイドラインは決定まで至っております。

7 ページの下「(3) 『自ら評価』案件の定期的な点検・検討及び実施」でございます。21 年度分につきましては、企画専門調査会におきまして、トランス脂肪酸及びアルミニウムを自ら評価案件候補として選定をしたところが 21 年度の実績でございます。

それを踏まえて、8 ページ上でございますが、委員会において、この 2 案件を自ら評価

を行うこととして、決定をしております。

8 ページの ですが、これまで自ら評価案件として決定されたものの評価の進捗状況でございます。食中毒原因微生物に関しましては、カンピロバクターの評価が行われ、評価結果を関係省庁に通知をしております。また、我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価につきましましては、8 か国について評価を終了しております。また、鉛に関しましても記載のとおり、審議が行われてきているところでございます。

9 ページ。同様にヒ素、デオキシニバレノール及びニバレノールにつきましても、審議の状況が整理してございます。

9 ページの真ん中「(4) 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査」。評価の結果が厚生労働省及び農林水産省等の食品の安全性の確保に関する施策に適切に反映されているか把握するため、この施策の実施状況の調査を行っておりますが、年度の前半分4～9月までの分につきましては、この間に評価の結果を通知した89品目及び前回までの調査において、具体的な管理措置が講じられていなかった94品目について調査を行って、その結果の報告を委員会に行っております。

このときは調査対象183品目のうち、リスク管理措置済みは60品目といった結果でございました。また、20年10月～21年3月分につきましても同様に調査を行い、報告をしたところ、調査対象品目200品目のうち、リスク管理措置済みは71品目ということでございました。

更に具体的なリスク管理措置が調査時点で講じられていなかったものの、検討状況についてリスク管理機関に対するヒアリングの実施など、必要な対応を行うことにより、施策の検討状況をより詳細に把握し、11月の委員会において結果を報告したところでございます。また、その後の半年分につきましても調査を行っておりまして、これにつきましては、年度明けにその結果を委員会に報告がされたところでございます。

10 ページ「(5) 食品健康影響評価技術研究の推進」。平成21年度の新規研究課題につきましては、3研究領域6課題を研究課題として決定をしました。平成20年度に終了した研究課題7課題につきましては、事後評価、研究成果発表会を行っております。また、22年度の新規研究課題につきましては、ここに書いてありますような手続を行いまして、研究課題の候補として9課題を選定しております。この研究委員会では研究予算が有限であることを踏まえ、委員会として必要な研究であるか、過去に重複した研究はなされていないかなどを考慮して、候補が選定されているところでございます。21年度に実施した研究課題については中間評価を行い、また実地指導も行われているところでございます。

10 ページの下「3 リスクコミュニケーションの促進」。意見交換会につきましては、全国各地で 43 回開催されたところでございます。

11 ページの上の方です。意見交換会後のアンケート結果では、理解できた、概ね理解できたとの回答が 8 割以上となった。主な感想として、「数値的な資料が多く大変参考になった」などの意見が寄せられ、リスクコミュニケーションの成果があったと評価できるところでございます。

「(2) リスクコミュニケーション推進事業の実施」。リスクコミュニケーター、ファシリテーター型の講座につきましては 11 回。インタープリター型につきましては 8 回の講座が行われました。

12 ページ「(4) 食品安全モニターの活動」。全国各地から 470 名の食品安全モニターの方を依頼し、平成 21 年度中に 338 件の随時報告が受け付けられております。これらの報告については、コメントを適宜付してホームページに掲載するとともに、関係行政機関にも回付しているところでございます。

課題報告ということで、意識、情報発信についてということで行いまして、これにつきましても委員会会合で報告などが行われているところでございます。21 年度には、食品安全モニター会議が 10 回開催されております。

12 ページの下の方「(5) 情報の提供・相談等の実施」。ホームページにおいて、わかりやすい情報発信に努めたということ。電子メールを用いた配信サービス、いわゆるメールマガジンにつきましては、22 年 3 月末現在で 8,100 名の会員に対して配信が行われております。季刊誌「食品安全」におきましては、それぞれ特集を組んで、情報提供を行っているところでございます。

13 ページの上。食の安全ダイヤルにつきましては、電話や電子メールにより、一般消費者を始め、事業者、学校関係者等々から幅広い問い合わせがありまして、平成 21 年度の受付件数は 655 件でございました。その他、国民の関心が高いと考えられるものや多く寄せられた質問等については、Q&A を作成して、ホームページに掲載するというも行ってきております。

13 ページの下「(7) 食育の推進への貢献」。

14 ページの上「4 緊急事態への対処」。訓練等について言及しております。また、主な緊急事態の対応ということで、新型インフルエンザの発生事案などの際に、対応したということが記載されているところでございます。

15 ページ「5 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用」。食品安全総

合情報システムにより、広く情報を提供するとともに、この収集した情報を整理分析して、わかりやすく情報提供を行うためのファクトシートなどの作成が進められたところがございます。

「(2) 国際協調の推進」。平成 21 年度においては、JECFA 専門家会合などの国際会議に委員などを 22 回派遣して、情報の共有をはかったということが行われております。また、委員会と EFSA との連携ということで、12 月に協力文書の締結が行われました。

「(3) 外部の専門家とのネットワークの形成」。ここに書いてあります各団体とのここに書いてありますような連携が行われたところがございます。

15 ページの下「6 食品の安全性の確保に関する調査」でございます。平成 21 年度においては、13 課題が選定をされたところがございます。

以上を総括しておりますのが 16 ページでございます。先ほど、長尾委員から言及されましたように、平成 21 年度食品安全委員会運営計画に定められた事業については、重点事項を中心におおむね計画どおりに進めることができたということがございます。

また、この総括の中で、企画専門調査会での議論を踏まえ、専門委員の方から指摘された幾つかの点について記載しております。研究事業については、21 年度には 3 研究領域 6 課題の新規研究課題の決定のほか、継続課題及び完了課題に係る中間評価、事後評価あるいは研究成果の普及などを行ってきているところがございますけれども、科学的知見に基づいて、客観的かつ中立公正に行われなければならない食品健康影響評価の実施に不可欠な本研究事業が、食品の安全性の確保のみならず、科学のイノベーションにおいても重要であるという認識の下、必要な研究予算の確保に努めることとしているという記載をしているところがございます。

その下のリスクコミュニケーションにつきましては、効果的、効率的にリスクコミュニケーションが行われるよう、ホームページあるいはサイトの活用などの情報提供を実施するとともに、各種取組による効果の把握に努めることとしているというような記載がされているところがございます。

以下は、各論を整理して、総括としてまとめているところがございます。なお、18 ページ以降につきましては、文章でとりまとめたものについて、やや詳しく個別の内容がわかるように整理して、資料の形で添付をしているところがございます。

御説明は以上でございます。

小泉委員長 ありがとうございます。ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまし

て、御意見、御質問がございましたら、お願いします。よろしいですか。何か御意見はありますか。

それでは、フォローアップについては了承とするということで、報告書(案)のとおり、当委員会として決定するということでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

小泉委員長 では、そういうことにいたします。

外に議事はございますか。

西村総務課長 外にはございません。

小泉委員長 それでは、これで本日の委員会の議事はすべて終了いたしました。次回の委員会会合は、7月1日木曜日14時から開催を予定しております。

来週28日月曜日9時半から、農薬専門調査会幹事会が公開。

29日火曜日10時から、肥料・飼料等専門調査会が公開。

14時から、添加物専門調査会が公開。

30日水曜日9時半から、微生物・ウイルス専門調査会が公開で、それぞれ開催される予定となっております。

本日、資料の最後に入れておりますメルマガの会員募集ですが、食品安全委員会では委員会の活動や委員会にお知らせをタイムリーにお届けするため、週1回このメールマガジンを配信しております。長くて読みにくいという御意見をたくさんいただいていたので、今年度4月30日配信189号から少しリニューアルいたしました。

委員随想や事務局だよりなどのコーナーもございます。更に重要な情報については臨時号を発行して、いち早く情報をお届けいたします。委員会のホームページ上から簡単に読者登録をすることができますので、是非御利用いただければと思います。

また、先週ですが、食品による窒息事故に係る評価結果を踏まえまして、Q&Aを改訂したことを御紹介いたしました。更に今週月曜日に「お母さんになるあなたへ」という項目がありますが、そこも乳幼児の窒息事故防止のために少し改訂をいたしましたので、御覧いただければと思います。

それでは、以上をもちまして「食品安全委員会（第 337 回会合）」を閉会といたします。
どうもありがとうございました。